

共 済  
NEWS

公告広報  
No201

公 告

令和4年三職共公告第8号

**定款の一部変更について**

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

令和4年6月27日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 加藤 隆

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田808
発行人	坂 口 裕 司
電 話	(059) - 253 - 2701

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

別紙

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月 1 日公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p>（市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙）</p> <p>第 13 条 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙は、代議員の互選によって行なう。</p> <p>2 市町村長以外の組合員は、その所属する市町村ごとに、第 11 条に規定する公告のあった日から選挙の期日前 3 日までに、市町村長以外の組合員 <u>200 人</u> ごとに 1 人（市町村長以外の組合員の数が <u>200 人</u> に満たない市町村にあつては 1 人とし、<u>200 人</u> を超える市町村にあつては <u>100 人</u> を超え <u>200 人</u> 未満の端数ごとに 1 人を加えるものとする。）の代議員を互選しなければならない。この場合においては、第 9 条第 4 項の規定を準用する。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>別表 （略） 地方独立行政法人桑名市総合医療センター <u>三重地方税管理回収機構</u></p>	<p>（市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙）</p> <p>第 13 条 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙は、代議員の互選によって行なう。</p> <p>2 市町村長以外の組合員は、その所属する市町村ごとに、第 11 条に規定する公告のあった日から選挙の期日前 3 日までに、市町村長以外の組合員 <u>100 人</u> ごとに 1 人（市町村長以外の組合員の数が <u>100 人</u> に満たない市町村にあつては、<u>1 人</u> とし、<u>100 人</u> を超える市町村にあつては、<u>50 人</u> を超え <u>100 人</u> 未満の端数ごとに 1 人を加えるものとする。）の代議員を互選しなければならない。この場合においては、第 9 条第 4 項の規定を準用する。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>別表 （略） 地方独立行政法人桑名市総合医療センター</p>

附 則（令和 4 年 6 月 27 日公告第 8 号）

この変更は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。